

# 特措法第24条第9項に基づく協力要請等（2）

令和3年2月16日（火）～28日（日）

## 【市民および市内滞在者への要請】

- 感染リスクを回避できない場合には
  - ・ 不要不急の「外出」「市外との往来」の自粛
- 市内飲食店等の午後10時以降の利用自粛

## 【事業者への要請】

- 市内の飲食店等について、営業時間の短縮